

## 広島県教育委員会規則第四号

広島県教育委員会組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

### 広島県教育委員会組織規則等の一部を改正する規則

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条の表管理部の部総務課の項中「経営戦略係」の下に、「情報化推進係」を加え、「広報情報係」を「広報係」に改め、同部教職員課の項中「企画定数係」を「採用研修係」に改め、同表教育部の部学校経営課の項中「企画研修係」を「企画定数係」に改め、同部指導第一課の項中「指導第一課」を「義務教育指導課」に、「管理係」を「企画調整係」に改め、同部指導第二課の項中「指導第二課」を「高校教育指導課」に改め、同部指導第三課の項中「指導第三課」を「豊かな心育成課」に改める。

第六条教職員課の項第一号中「定数及び」を削り、同項第五号中「学校の業務改善」を「研修・派遣」に改め、同項に次の一号を加える。

六 広島県立教育センターに関すること。

第七条学校経営課の項第三号及び第四号を次のように改める

三 県立学校の職員並びに市町立学校及び共同調理場の県費負担教職員の定数に関すること。

四 学校の業務改善の総括に関すること。

第七条学校経営課の項第五号中「指導第一課」を「義務教育指導課」に改め、同条指導第一課の項中「指導第一課」を「義務教育指導課」に改め、同項第三号イ中「指導第三課」を「豊かな心育成課」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 持続可能な開発のための教育に関すること。

第七条指導第一課の項に次の一号を加える。

七 ユネスコ活動に関すること。

第七条指導第二課の項中「指導第二課」を「高校教育指導課」に改め、同項第一号ハ中「指導第三課」を「豊かな心育成課」に改め、同条指導第三課の項中「指導第三課」を「豊かな心育成課」に改め、同条特別支援教育課の項第一号ハ中「指導第二課及び指導第三課」を「高校教育指導課及び豊かな心育成課」に改め、同条生涯学習課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十三条の表指導第一課の項中「指導第一課」を「義務教育指導課」に改め、同表指導第二課の項中「指導第二課」を「高校教育指導課」に改める。

(広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表第十五号の次に次の一号を加える。

十五 の二	学校経営 相談員	課	上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に従事するほか、学校運営に関する指導及び助言に当たる。	必要に応じ置く。
----------	-------------	---	---	----------

別表第一号の表の備考第二号中「及び第十五号」を「第十五号及び第十五号の二」に改める。

別表第二号の表第十四号の次に次の一号を加える。

十四 の二	学校経営 相談員	所	上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に従事するほか、学校運営に関する指導及び助言に当たる。	必要に応じ置く。
----------	-------------	---	---	----------

別表第二号の表の備考中「及び第十四号」を「第十四号及び第十四号の二」に改める。  
(広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則(平成十四年広島県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「指導第二課」を「高校教育指導課」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十四年四月一日から施行する。